

刑 法

(問 題)

2024 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2～3頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に3箇所に入力してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題 (120 点)

以下の【事実】1～5が認められたものとして、〔設問1〕、〔設問2〕に答えなさい。

【事実】

1. 甲 (24 歳・男) は、A社に勤務し、営業を担当する部署に配属されていた。同じ部署の先輩であり甲と一緒に営業回りをしていたB (28 歳・男) は、日頃から営業に必要な情報を甲に伝えずに隠し、甲に嫌がらせを続けていた。Bは、普段から、営業上の情報やプライベートに関する事柄をこまめに手帳に書き込み、その手帳を事務所内の自分の机の引き出しに入れて、引き出しに鍵をかけていた。
2. 甲は、Bの手帳を持ち出し、Bが持っている営業上の情報を盗み見たうえ、Bの弱みをつかんでSNS上で暴露してやろうと考えた。配置換えの前にBの机を使っていた甲は、Bの机の引き出しのスペアの鍵を持っていた。甲は、昼休みにBが外出したすきに、自分が持っていた鍵でBの机の引き出しを開け、Bの手帳を取り出すと、それを素早く自分の鞆に入れ、そのままA社内の休憩室に移動した。甲は、休憩室でBの手帳を開き、営業先関係の情報が書かれた頁や、Bがインターネット上の各種サービスを利用する際に使っているパスワードがメモされた頁など、12 頁分を自分のスマートフォンで撮影した。甲は、その後直ちに事務所内に戻り、Bの机の引き出しにBの手帳を戻しておいた。甲が手帳を持ち出してから元の場所に戻すまでの時間は、約5分であった。
3. 翌週、甲と一緒に営業先回りに出たBは、甲が営業先の情報に基づき相手方とうまく交渉を進めたので、甲が自分の手帳を盗み見たのではないかと疑った。その日の午後6時頃、甲は、同僚の乙 (25 歳・男) と居酒屋に行き、午後10時30分頃に居酒屋を出て2人で帰路についた。甲、乙、Bは、いずれもA社の社員寮に入居していた。午後11時頃、甲と乙が寮に帰り着くと、酒に酔った状態のBが、寮の入口のところで待ち構えていた。甲の姿を見つけたBは、甲に駆け寄り、「お前、俺の引き出しを勝手に開けて手帳を見ただろう。ただで済むと思ってんじゃねえぞ。」などと言い、突然甲の胸ぐらをつかみ、甲の顔面を殴打した。甲はその場に転倒し、Bは甲の上に馬乗りになろうとした。
4. 乙は、甲を助けるためにBの背中を突き飛ばし、倒れたBの上半身に馬乗りになった。しかし、Bは乙よりも体が大きく、格闘技の経験もあり、酔った勢いで相当強い力で暴れ回ったため、乙の力だけでは暴れるBの体を押さえ切れず、乙は甲に対して「一緒に押さえてくれ」と言い、甲はその言葉に応じてBの足の上に乗り、Bの足を押さえ付けた。Bは、それでもなお激しく暴れ続け、乙の顔面めがけて下から頭突きをしてきたため、乙がBの額に頭突きを返したところ、Bは後頭部を路面にうちつけて意識を失い、動かなくなった (以下、これを「第1暴行」という)。急にBに襲われて心理的にパニック状態にあった乙は、「Bの攻撃を抑えなければ」という一心から、Bが動かなくなった数秒後にBの胸のあたりを手拳で2回ほど殴りつけた (以下、これを「第2暴行」という)。その間、甲は、Bの下半身に馬乗りになって必死にBの足を押さえ続けており、乙の第1暴行によってBが動かなくなったこと、その後で乙が第2暴行に及んだことを認識していなかった。
5. 乙が救急車を呼んだため、意識を失ったBは病院に搬送された。Bは、乙の第1暴行によって急

性硬膜下血腫の傷害を負っており、病院で緊急手術を受け、担当医師は経過が良好であれば加療期間は約3週間程度との見通しを持った。しかし、意識を回復したBが治療用の管を抜くなどして暴れ、安静に努めなかったことなどが相まって容態が急変し、Bは手術から5日後に急性硬膜下血腫に起因する脳機能障害により死亡するに至った。なお、乙の第2暴行は、Bに肋骨骨折の傷害を生じさせたが、Bの急性硬膜下血腫の傷害に対しては何ら影響を及ぼすものではなかった。

〔設問1〕(30点)

【事実】1～2における甲の罪責を論じなさい(特別法違反の点は除く)。

〔設問2〕(90点)

【事実】3～5における甲、乙の罪責を論じなさい(特別法違反の点は除く)。

〔以下余白〕